(2)　当該年度の配当割（地方税法第二十三条第一項第三号の三に掲げる配当割をいう。）の徴収猶予額の五分の三に相当する額

(3)　当該年度の株式等譲渡所得割（地方税法第二十三条第一項第三号の四に掲げる株式等譲渡所得割をいう。）の徴収猶予額の五分の三に相当する額

(4)　当該年度の当該都道府県の区域内の各指定都市に係る分離課税に係る所得割（地方税法第三百二十八条の規定によって課する所得割をいう。以下この条において同じ。）の徴収猶予額の三分の一に相当する額の合算額

(5)　当該年度のゴルフ場利用税（地方税法第四条第二項第六号に掲げるゴルフ場利用税をいう。以下この条において同じ。）の徴収猶予額の十分の七に相当する額

(6)　当該年度の軽油引取税（地方税法第四条第二項第七号に掲げる軽油引取税をいう。以下この条において同じ。）の徴収猶予額に地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十三条の二十に規定する率を乗じて得た額に当該都道府県の区域内の各指定都市の区域内に存する一般国道等（地方税法第百四十四条の六十第一項に規定する一般国道等をいう。以下この条において同じ。）の面積を当該都道府県の区域内に存する一般国道等の面積で除して得た数を乗じて得た額

(7)　当該年度の調整税（地方税法第五条第二項各号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する税をいう。）の徴収猶予額に地方自治法第二百八十二条第二項に規定する条例で定める割合（以下この条において「条例割合」という。）を乗じて得た額

(8)　当該年度の法人事業税の徴収猶予額に百分の三・四を乗じて得た額（都にあっては、当該年度の法人事業税の徴収猶予額に百分の三・四を乗じて得た額を各市町村の市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額で按分して得た額（以下この条において「都法人事業税交付金猶予額」という。）のうち各市町村に係る額と都法人事業税交付金猶予額のうち各特別区に係る額に条例割合を乗じて得た額との合算額）

ハ　当該都道府県の区域内の各市町村に納付された当該年度の市町村たばこ税（地方税法第五条第二項第四号に掲げる市町村たばこ税をいう。以下この条において同じ。）の額に相当する額（以下この条において「市町村たばこ税額」という。）が、同法第四百八十五条の十三第一項に規定するたばこ税に係る課税定額を超える場合には、当該市町村の当該年度の市町村たばこ税の徴収猶予額

ニ　(1)から(5)までに掲げる額の合算額

(1)　当該年度の地方消費税の納税猶予見込額（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第三条第一項（同法附則第二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される国税通